

三重県立志摩病院指定管理者選定委員会規則（平成二十二年三月二十九日三重県規則第十五号）

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号。以下「条例」という。）第二十三条第六項の規定に基づき、三重県立志摩病院における指定管理者の選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第二条 選定委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第三条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員の責務）

第四条 委員は、条例第二十一条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の除斥）

第五条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

（庶務）

第六条 選定委員会の庶務は、医療保健部において処理する。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 三重県病院事業条例の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第十四号）附則第三項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の第二条から第七条までの規定の例により行うものとする。

附 則（平成三十年三月三十日三重県規則第五十二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県病院事業条例（昭和 41 年 12 月 27 日三重県条例第 60 号）

（選定委員会）

- 第二十三条 前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。
- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項
 - 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 医師その他の医療関係者
 - 二 病院経営について学識経験を有する者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
 - 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。